

平成20年度第2次補正予算案の主要事項

(主な労働施策の抜粋)

第1 雇用状況の改善のための緊急対策の推進

4,048億円

- 1 住宅・生活対策 40億円
 - 住宅を喪失した離職者に対する住居・就労支援対策の推進 40億円

派遣労働者や契約社員等の解雇・雇止めに伴って、社員寮の退去を余儀なくされた離職者に対して、住居と安定就労の確保のための的確な相談・職業紹介等を行うとともに、家賃補助費(上限 36 万円)、住宅入居初期費用(上限 50 万円)、生活・就職活動費(上限 100 万円)等の貸与を行う。

また、社員寮等の入居者の離職後も一定期間の入居について配慮するよう事業主への要請を行うとともに、退去させずに引き続き無償で住宅を貸与する事業主への助成(1人当たり4万~6万円、最大6か月)を行う。

- 2 雇用維持対策 53百万円
 - (1) 中小企業等の雇用維持支援対策の強化 53百万円

中小企業の教育訓練・出向・休業による雇用維持の取組を支援するため、中小企業緊急雇用安定助成金(賃金、手当の 4/5 を支給)について、3 年間を通じ連続した制度利用を可能とするとともに、支給限度日数を拡充する(3 年間 200 日→3 年間 300 日)。また、大企業については、雇用調整助成金の要件緩和・助成率の引上げ(1/2→2/3)等を行う。(制度要求等)
 - (2) 派遣先による派遣労働者の雇入れの支援

派遣可能期間の満了前に派遣労働者を直接雇い入れる派遣先事業主に対し、奨励金を支給(1人 100 万円(有期雇用の場合 50 万円)(大企業は半額))することにより、派遣労働者の直接雇用を強力に推進する。(制度要求)

- 3 再就職支援対策 4,006億円
 - (1) 地域における雇用機会の創出 4,004億円
 - ① ふるさと雇用再生特別交付金の創設 2,500億円

都道府県に対する交付金により基金を創設し、創意工夫を凝らした事業の実施を支援することにより、地域求職者等の安定的な雇用機会の創出を図る。
 - ② 緊急雇用創出事業(仮称)の創設 1,500億円

都道府県に対する交付金により基金を創設し、地方公共団体が、職を失った非正規労働者や中高年齢者等を対象に一時的な雇用・就業機会を創出する。

また、国が実施する職業相談・職業紹介と地方公共団体が実施する求職者向けの総合的な就業・生活支援策を一体的に実施する。
 - ③ 雇用失業情勢の悪化に対応した職業訓練の強化 4.2億円

更なる雇用失業情勢の悪化を踏まえ、第一次補正予算に加えて、雇用失業情勢の厳しい地域において、民間教育訓練機関等を活用した離職者訓練を実施する。
 - (2) 非正規労働者等の雇用安定対策の強化 2.3億円

① 年長フリーター等の支援のための奨励金の創設

年長フリーター等(25～39歳)を対象とした求人枠を積極的に設けて正規雇用する事業主等に対して、奨励金を支給(中小企業1人100万円、大企業50万円)することにより、今後3年間で集中的に年長フリーター等の雇用機会の確保を図る。(制度要求)

② 中小企業の就職困難者の雇入れに対する支援の拡充

高齢者、障害者、母子家庭の母等の就職困難者を雇い入れる企業に対する特定求職者雇用開発助成金について、中小企業については支給額を拡充する(1人60万円→90万円)。(制度要求)

③ ハローワークの機能強化による非正規労働者の就労支援体制の拡充等 2.3億円

三大都市圏(東京、愛知、大阪)に加え、北海道及び福岡に派遣労働者等非正規労働者の雇用の安定のための「非正規労働者就労支援センター」を設置し、安定就職に向けた様々な支援をワンストップで提供するとともに、非正規労働者就労支援センター未設置の府県の主要なハローワークにおいても同様のサービスを実施する。

また、雇用失業情勢の厳しい地域のハローワークにおいて、求人開拓体制を強化する。

さらに、日系人集住地域のハローワークなどにおいて、通訳・相談員の増員や市町村とも連携したワンストップコーナーの設置等の体制強化を行い、早期の再就職の促進を図る。

④ 訓練期間中の経済的支援等の拡充

ジョブ・カード制度における雇用型訓練を実施する企業への助成制度の拡充(中小企業の助成率を2分の1から4分の3に引上げ等)、訓練期間中の生活保障給付制度の拡充(返還免除要件の拡大(年齢制限の撤廃等)及び扶養家族を有する者に対する貸付額を10万円から12万円に引上げ)により、非正規労働者の安定的な雇用への移行を促進する。(制度要求)

⑤ 障害者雇用対策の推進

中小企業における障害者の雇用を促進するため、初めて障害者を雇用した中小企業に対する奨励金(100万円)を創設する。

また、今般の景気後退等により解雇・勸奨退職等を余儀なくされた障害者等を新たに雇用して、特例子会社や重度障害者多数雇用事業所を設立した事業主に対する助成金(10人以上の雇用で2,000万円支給等)を創設する。(制度要求)

4 内定取消し問題への対応

32百万円

(1) 内定を取り消された学生等への就職支援等の強化

32百万円

企業名の公表も含め、企業に対する指導を徹底するとともに、採用内定を取り消された就職未決定者について、早期に就職先が決まるよう、年長フリーター支援のための奨励金(中小企業1人100万円、大企業50万円)の対象に特例的に追加する。(制度要求)

また、採用内定を取り消された学生等を含む未内定者について、ものづくり企業・中小企業や介護分野等を中心に地域の企業との就職面接会を開催する。

(2) 新卒者の雇用の安定確保

新規学卒者について、採用後直ちに教育訓練・出向・休業させることにより雇用の維持を図る場合も助成金等の対象となるよう、対象者を特例的に拡大する。(制度要求)

第2 介護従事者の処遇改善と人材確保等

2 介護人材等の緊急確保対策の実施等

(3) 介護人材確保職場定着支援の拡充

介護労働者の確保・定着及び年長フリーター等の雇用情勢の改善を図るため、介護業務未経験者のうち年長フリーター等を雇い入れ、6か月以上定着させた事業主に対して、通常の介護関係業務未経験者を雇い入れた場合よりも助成額を引き上げる(50万円→100万円)。

また、介護労働者の作業負担軽減のための介護福祉機器(移動リフト等)の導入において、事業主が導入・運用計画を提出し、厚生労働省の認定を受けて導入した場合に、その導入に係る経費の2分の1(上限250万円)を助成する。(制度要求)

第3 出産・子育て支援の拡充

4 中小企業の子育て支援促進

育児休業・短時間勤務制度の利用を促進するため、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合に、1人目及び2人目について支給対象としている中小企業事業主に対する助成金の支給対象範囲を5人目まで拡大するとともに、2人目以降の支給額を増額(育児休業:60万円→80万円等)する。

また、労働者が利用した育児サービス費用を負担する中小企業事業主に対する助成金について、助成率・助成限度額を引き上げる(助成率:1/2→3/4、限度額:30万円→40万円(1人当たり)、360万円→480万円(1事業主当たり))。(制度要求)